

公 示 日 : 2022 年 9 月 7 日 (水)

調達管理番号 : 22a00506

国 名 : 全世界

担 当 部 署 : 地球環境部環境管理グループ第一チーム

調 達 件 名 : 全世界污水管理事業に係る調査・技術支援

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 污水管理事業に係る調査・技術支援
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 10 月中旬から 2023 年 3 月中旬まで
- (2) 業務人月 : 現地 1.57 国内 1.43 合計 3.00
- (3) 業務日数 : 現地渡航は 5 回を想定しています。
 - ・ エチオピア : 現地業務 10 日
 - ・ インド : 現地業務 9 日
 - ・ インドネシア : 現地業務 9 日
 - ・ パキスタン : 現地業務 10 日
 - ・ フィリピン : 現地業務 9 日

現地業務等の具体的条件については、「7. 業務の内容」を参照願います。現地渡航のない国の業務は国内業務として対応することとします。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出 期 限 : 2022 年 9 月 21 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月5日（水）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 25 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 5 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 6 点
 - ③ 語学力 12 点
 - ④ その他学位、資格等 12 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	污水管理に係る各種業務
対象国及び類似地域	全開発途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病（エチオピア）、COVID-19（インド、インドネシア、エチオピア、パキスタン、フィリピン）

6. 業務の背景

開発途上国では、経済発展に伴い急速に進む都市化や人口増加により、生活排水や産業排水が適切に処理されないまま放流され、深刻な環境汚染及び衛生環境の悪化を招いている。下水道及び関連施設の整備がなされないままでは、

汚染された飲料水や食物の摂取による下痢症、赤痢、コレラ等の疾病に加え、水生生物の死滅や生態系の変化、有害物質による魚介類汚染や赤潮による漁業被害へとつながり、それらの被害は甚大なものになる。

JICA は、開発途上国の污水管理分野における取り組みとして、下水道関連施設の整備及びその実施に必要な行政機関の能力強化を図るとともに、これにより各国の政策・基準や SDGs 等の開発目標の達成を支援する目的で、技術協力や、施設・機材の整備を中心とした資金協力事業（有償・無償）を実施している。事業の計画から実施監理に至る一連のプロセスにおいて、様々な執務参考資料を活用して協力の質を向上するべく取り組んでいる一方で、世界的な技術革新、生活・消費スタイルの変化等を受けて、かつての日本の経験をそのまま当てはめるのではなく、現在途上国が直面している課題や経済社会的な背景や、国内外の技術研究・開発及び DX（デジタル・トランスフォーメーション）の動向を踏まえた協力手法を検討する必要性が生じている。

また、本事業は JICA が提唱するグローバル・アジェンダ「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」における途上国の人々の健康で安全な生活を持続的に確保すべく、「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」を目指す支援方針に合致する。

本業務は、污水管理分野における豊富な知見やノウハウ及び高い技術力に裏付けられた専門性に基づき、水処理計画・運営維持管理能力強化に重点を置き、JICA が実施する実施監理、事業評価及び案件形成等に際して必要となる情報の収集・分析、及び技術面、制度・体制面、財政面等にかかる技術的助言の提供を行い、協力事業全体の質の向上に寄与することを目的とする。また、JICA ナレッジ・マネジメント・ネットワーク（KMN）「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」のサブタスクメンバーとして参加し、下水道関連に係る助言を行う。同時に、当該分野の複数の案件を俯瞰し、共通する課題・教訓の抽出や執務参考資料への反映等を通じ、課題対応能力の強化及び開発効果の拡大にも貢献することが期待される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクト及び資金協力事業の仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICA 職員や対象案件に係る業務従事者等の関係者と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力事業の質の向上及び課題対応能力強化のために必要な調査・情報収集や技術的助言を行う。

- ① 実施中案件の実施監理、事業評価にかかる技術的助言（運営指導調査、モニタリング・評価にかかる現地調査等）

実施中の案件について、実施監理、事業評価の各段階において必要な調査・情報収集を行うとともに、関連する会議や合同調整委員会（JCC）に出席し、当該案件を担当する JICA 職員及び業務委託コンサルタント等に対する技術的助言を行う。

これら業務に関しては、国内における文献レビューや各種会議への参加、必要書類作成に加え、現地出張でのヒアリング、現場視察等による課題分析や提言のとりまとめ作業を含む。

本業務で想定している案件は以下の通り。

- ・ エチオピア（技プロ）「下水道管理マスタープラン改定を通じたアディスアベバ上下水道公社下水道管理能力向上プロジェクト」（現地渡航想定）
- ・ カンボジア（技プロ）「プノンペン都下水管理能力向上プロジェクト」（国内業務として対応）
- ・ フィジー（開発計画調査型技プロ）「西部地域下水道マスタープラン策定プロジェクト」（国内業務として対応）
- ・ モンゴル（技プロ）「ウランバートル工場排水管理能力強化プロジェクト」（国内業務として対応）

② 終了案件に対する技術的視点からの評価アウトプットの想定

終了した汚水管理事業案件（有償、無償、技協）のその後をモニタリングし、事業のグッドプラクティスと教訓を抽出することで類似案件へ活かせるよう、JICA 職員等に対する技術的助言を行う。一部、事業期間が長期にわたっている案件は終了していないものの、情報整理の意味も兼ねてモニタリングを行う。

これら業務に関しては、国内における文献レビューや各種会議への参加、必要書類作成に加え、現地出張でのヒアリング、現場視察等による課題分析や提言のとりまとめ作業を含む。

本業務で想定している案件は以下の通り。

- ・ インド（有償）「ヤムナ川流域諸都市下水等整備事業」（現地渡航想定）
- ・ インドネシア（有償）「デンパサール下水道整備事業」、「ジャカルタ特別州下水道整備事業」（現地渡航想定）
- ・ フィリピン（無償）「バギオ市下水処理施設建設計画」、「バギオ市下水管網整備計画」（現地渡航想定）
- ・ パキスタン（無償）「ラホール市下水・排水施設改善計画」、「ファイザラバード下水・排水能力改善計画」、「グジュランワラ下水・排水能力改善計画」（現地渡航想定）

③ 研修プログラムに対する技術的助言

汚水管理事業分野で実施中の課題別研修や能力強化研修等について、遠隔研修用コンテンツを含む研修プログラムへの技術的助言、講義の実施、研修員レポートの確認等を国内作業として行う。

④ 課題対応能力強化に係る業務

上記①～③の実施監理、事業評価及び案件形成に係る業務を通じて得られた共通の課題・教訓や、関連ドナーの報告書や先方政府等作成文書等、既存の資料からの有用な情報などを基に、協力事業の質の向上に資すると考えられる内容を整理し、提言を行う。

また同内容について勉強会や関連部署間の打合せ等の各種会議や報告会に出席し、専門的知見に基づく提言を発信するとともに、既存の執務参考資料へのコメント・助言を行う。なお本業務については国内での実施を想定する。

加えて、JICA ナレッジマネジメントネットワーク（KMN）のサブタスクメンバーとして環境管理 KMN に参加し、主に以下の観点から情報提供、技術的助言を行う。

- ・ JICA 協力事業を通じた成果・課題・教訓
- ・ 環境管理関連の SDGs（ゴール 6、11 等）を踏まえた国際潮流（他ドナー、国際機関等による活動状況及び連携可能性等）
- ・ 国内外の技術研究・開発及び DX の動向（本邦技術・製品、国内外の環境分野の産業・学术界など JICA 案件での活用・連携が可能なリソース情報等）

上記業務の内、現地渡航を予定している国での調査内容は下記の通りである。

（1）エチオピア：

「下水道管理マスタープラン改定を通じたアディスアベバ上下水道公社下水道管理能力向上プロジェクト」は世界銀行の事業とスコープが重複している為に業務が停滞している。エチオピア政府及び世界銀行担当者との協議、ヒアリングを通し、JICA の本プロジェクトへの参入方法について改めて調査する。

（2）インド：

「ヤムナ川流域諸都市下水等整備事業」に関する既存の JICA 報告書（事後評価等）を参照し、現地にて施設・調達資機材の運用、維持管理、都市の規模に応じて計画の調整・拡張・更新できているか調査する。

（3）インドネシア：

「デンパサール下水道整備事業」、「ジャカルタ特別州下水道整備事業」に関する既存の JICA 報告書（事後評価等）を参照し、中央政府と地方政府の

役割分担・引継ぎが適切になされているか、マスタープランから借款事業への展開が適切だったか調査する。

(4) パキスタン：

「ラホール市下水・排水施設改善計画」、「ファイザラバード下水・排水能力改善計画」、「グジュランワラ下水・排水能力改善計画」に関する既存の JICA 報告書（事後評価等）を参照し、都市の浸水、下水が詰まる問題が未だに改善できていない理由を調査する。

(5) フィリピン：

「バギオ市下水処理施設建設計画」、「バギオ市下水管網整備計画」に関する既存の JICA 報告書（報告書等）を参照し、家屋接続問題や料金徴収方法等、下水事業の収支・財務状況について調査する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。なお、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

また、下記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

(1) 調査報告書（A4、10 ページ程度。現地業務の結果をまとめ、JICA 調査団（遠隔を含む）に参団の都度提出）

(2) 業務完了報告書（A4、20 ページ程度）

契約期間中の技術的助言を取りまとめて、業務完了報告書（和文）に添付し、2023 年 2 月 28 日までに電子データを提出する。報告書の記載項目案は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

1. 業務の背景と概要

1-1 業務の背景

1-2 業務の具体的内容

1-3 業務の実施方法

2. 業務実施結果

2-1 調査対象国 1（以下、対象国ごとに記載）

2-2 汚水管理セクターに係る情報収集・分析の取りまとめ

2-3 JICA 職員等に対する課題対応能力強化支援

2-4 業務実施上で直面した課題とその対処

2-5 業務実施より抽出された教訓

3. 今後の水質汚濁分野への協力の効率的な実施に向けた課題

(3) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを付した上で JICA に提出する。

(4) 業務従事者業務月報

業務従事者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

(5) 議事録等

各報告書説明・協議や、その他の重要な協議・確認のために協議を行う場合には、先方と当方での認識の不一致が生じないように記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録に取りまとめる。また、JICA に対しても速やかに提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇄アディスアベバ、日本⇄ニューデリー、日本⇄ジャカルタ⇄バリ、日本⇄イスラマバード、日本⇄マニラを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、11月にインドネシアで国際会議が予定されている為、その点に留意して日程を提案して下さい。

現時点で渡航予定国ではワクチン接種証明（一部の国では日本出国前のPCR検査陰性証明も含む）があれば隔離は不要となっています。但し、先方政府の方針により隔離措置が必要になった場合はそれに従い、隔離期間中は遠隔で業務を実施予定となります。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

④ 国内業務（会議参加、技術的助言）

国内業務期間はカンボジア、モンゴルの案件を11月、他案件は現地渡航のない期間に行うことを予定していますが、案件・業務の進捗状況によって変更する可能性があります。

⑤ 国内業務での便宜供与内容

- ア) 個別業務に必要な文書、データの提供。
- イ) 執務スペースの提供
発注者の事業所内での作業を必要とする場合（業務上、やむを得ず必要な場合に限る。）、事業所内での作業場所を提供する。
- ウ) 個別業務の実施に関連し、発注者の関係者との面談が必要となった場合、面談の調整を行う。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA図書館等（外務省、JICAHP含む）のウェブサイトで公開されています。

- ・インド「ヤムナ川流域諸都市下水等整備事業」事後評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2004_ID-P84_4_f.pdf
- ・インドネシア「デンパサール下水道整備事業」事後評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_IP-431_4_f.pdf
- ・インドネシア「ジャカルタ特別州下水道整備事業」事業事前評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_IP-581_1_s.pdf
- ・パキスタン「ラホール市下水・排水施設改善計画」事後評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0413500_4_f.pdf
- ・パキスタン「ファイザラバード下水・排水能力改善計画」事後評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1260260_4_f.pdf
- ・パキスタン「グジュランワラ下水・排水能力改善計画」事後評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_1460490_4_f.pdf
- ・フィリピン「バギオ市下水処理施設建設計画」報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_118_10315372.html
- ・フィリピン「バギオ市下水管網整備計画」報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_118_10908846.html

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、

現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上